

環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン			
区分	行政への通報・連絡の方法	公表方法	対象事象
I	直ちに通報	速やかにJESCOのHPIにて公表(必要に応じプレス発表)	<b>緊急異常事態</b>
			漏洩 (1)PCB含有物(法令で定める基準値を超えるもの。以下同じ。*1)が施設の建物外部に流出・排出した又は流出・排出するおそれが生じた場合 (2)法令で定める有害な物質(*2)が施設の建物外部に流出・排出し、施設敷地外へ流出した場合
			火災・爆発 (1)火災が発生し、公設消防隊の消火活動により鎮火した場合 (2)火災が発生し、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを使用した場合 (3)爆発(施設・設備等の破損が伴うもの)が発生した場合
			施設の損壊 (1)施設の損壊、設備の破損であって、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とする場合
			他者の財産への損害 (1)施設の異常による周辺地域の施設等他者の財産等に対する何らかの損害又はそのおそれが生じ、緊急措置を講じなければならない場合
			人身事故、労働災害 (1)外部からの施設への訪問者が、施設の稼働に伴い、傷病(病院で治療を受け、通院加療が必要なもの)を負った、または死亡した場合 (2)従業員等が処理棟内の作業により3週間以上の入院加療を要する傷病を負った、又は死亡した労働災害が発生した場合
II	夜間・休日を問わず速やかに通報(口)	1ヶ月以内にJESCOのHPIにて事象概要を公表	排出管理目標値超過 (1)PCB等の排出モニタリングの結果が排出管理目標値(協定等で維持管理値が設定されている事業所は維持管理値)を超過又は超過のおそれが生じた場合
			漏洩 (1)油(PCB含有物又は法令で定める有害な物質に該当しないもの。以下同じ。)が施設の建物外部に流出し、施設敷地外へ流出した場合
III	平日休日を問わず昼間できるだけ早い時間に通報等(口)	事業日より等で事象概要を公表	<b>環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象</b>
			漏洩 (1)その他の液等(PCB含有物、法令で定める有害な物質又は油に該当しないもの)が施設の建物外部に流出した場合(排水基準を満たした通常の排水は除く) (2)法令で定める有害な物質又は油が施設の建物外部に流出・排出したが、施設敷地外へは流出しなかった場合 (3)法令で定める有害な物質が施設の建物外部に流出・排出するおそれが生じた場合 (4)PCB含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で漏洩し、セーフティネット(遮蔽フード、防油堤など)を超えて、施設の建物内の相当の範囲に広がった場合 (5)PCB含有物又は法令で定める有害な物質が施設の建物内で相当量漏洩した場合
			火災 (1)火災が発生し、消火器により消火された場合
			労働災害 (1)従業員等が処理棟内の作業により休業4日以上(労働災害)の傷病を負った又は休業4日未満でも後遺症が残る傷病を負った労働災害が発生した場合

\*1:PCB含有物とは、PCB濃度 0.1mg/m<sup>3</sup>Nを超える排ガス、0.5mg/kgを超える油、0.003mg/Lを超える排水をいう。

\*2:法令で定める有害な物質とは、PCB以外の人の健康に有害な物質であって、法令に基づく指定、基準の設定等がなされているものをいう(法令で定める排出・排水基準以下の濃度のもの等、有害とは考えられない濃度のものを除く)。

\*3:区分Ⅲ未達の事象については、地元の所轄監督官庁の意向等も踏まえ、必要に応じ、各事業所が連絡・公表を行うこととする。



平成28年4月1日 改訂

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

豊田PCB処理事業所

豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準

区分	対象事項	豊田市への通報・報告	公表
			JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びベンゼン（以下「PCB等」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日に発生した場合には、直ちに電話にて通報</li> <li>・ その後、FAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> <li>・ 夜間及び土日休日に発生した場合には、豊田市役所守衛室へ電話するとともに、廃棄物対策課へFAXにて事象概要を報告</li> </ul> 注：夜間とは、18:00～8:00とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに報道機関へ資料提供</li> <li>・ 速やかに19自治区長へ報告又は説明</li> <li>・ 速やかに会社HPに概要を掲載</li> <li>・ 速やかに豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・ 直近発行の事業だよりにより概要を掲載</li> <li>・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）		
	6 労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合（注3）		
	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼動と直接関係のない傷病等を除く。）		
II	1 法基準値等を超える濃度のPCB等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話、FAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・ 直近発行の事業だよりにより概要を掲載</li> <li>・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 排気又は排出水が法基準等を超えた場合（PCB等を除く。）		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
	4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出		
	5 施設等のトラブル発生による1か月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	6 事業所内で火災発生（消火器による自己消火）		
III	1 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所建屋内への漏洩（防油堤内への漏洩は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報</li> <li>・ 必要に応じてFAX又は電子メールにて事象概要を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告</li> <li>・ 直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告</li> </ul>
	2 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	3 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注4、5）		
	4 自然災害により施設被災（1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	5 作業員の労災事故（4日以上休業災害）が発生し、又は外部訪問者が傷病を負った場合		
IV	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報</li> </ul>	・ 直近開催の豊田事業部会で報告
	2 作業員の労災事故（4日未満の休業災害又は不休災害）が発生した場合		・ なし

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未満のものに限る。

注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：大きな傷病とは、作業員の休業期間が1ヶ月以上の場合

注4：オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合

注5：漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合

東京 PCB 処理事業所における設備トラブル発生時の  
事業部会・環境安全委員会への報告等について(案)

1. 主旨

現在、東京 PCB 処理事業所では、「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」(以下、協定と言う)に基づき、①天災その他による不慮の事故が発生した場合、②法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合に東京都及び江東区に報告を行うとともに、その他のトラブルについても、JESCOの「環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」(以下、ガイドラインと言う)に基づき、自主的に報告を行っているところ。また、上記②、及び東京都又は江東区の指示により施設の運転を停止した場合には、運転を再開するに当たって、協定に基づき、東京都と江東区の意見を聞く又は承認を得ることとしている。

一方で、これらのトラブルについての東京事業部会・環境安全委員会(以下、両委員会と言う)への報告については、特段の定めがないことから、今回、両委員会への報告について定め、迅速かつ適確な情報提供を図るとともに、必要な助言等を頂くこととする。

2. 両委員会への報告手続き

根拠規定	トラブルの状況	JESCOの対応	両委員会への報告等(案)
協定第12条第1項	天災その他による不慮の事故が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都・江東区に、事故等の状況及び講じた措置を報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告<sup>*</sup>。</li> <li>定例の委員会開催時に、トラブルの状況を報告。 (協定第12条第2項及び第13条に該当する場合を除く)</li> </ul>
協定第12条第2項	事故等が発生したことにより、法令で定めた基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転を停止。</li> <li>東京都・江東区に、講じた措置及び原因究明の結果を報告。</li> <li>運転再開時、東京都・江東区より意見を聴取。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告<sup>*</sup>。</li> <li>速やかに両委員会を開催し、トラブルの状況や原因・対策等を報告。</li> <li>運転再開に関して助言等を求める。</li> </ul>
協定第13条	環境保全上支障があると東京都又は江東区が認め、処理施設の全部又は一部の運転を停止するよう指示した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都又は江東区の指示を受け、運転を停止。</li> <li>東京都・江東区に、必要な対策を講じた結果を報告。</li> <li>東京都・江東区の承認を受けて、運転を再開。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告<sup>*</sup>。</li> <li>定例の委員会開催時に、トラブルの状況を報告。</li> </ul>
ガイドライン	上記に該当しないトラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに基づき、東京都に報告。併せて、江東区にも報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告<sup>*</sup>。</li> <li>定例の委員会開催時に、トラブルの状況を報告。</li> </ul>

※両委員会委員への報告項目は以下の通りとする。

①トラブルの内容、②環境影響の程度、③労災の有無、④操業への影響

## トラブル発生時等の報告に関する参考資料

### 1. 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書

(緊急時の措置)

第12条 丙 (JESCO) は、処理施設において天災その他による不慮の事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従って直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故等の状況及び講じた措置について甲 (東京都) 及び乙 (江東区) に報告しなければならない。

2 丙は、万一、事故等が発生したことにより、法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合は、直ちに処理施設の全部又は一部の運転を停止し、法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出しないよう必要な措置を講ずるとともに、その原因を究明しなければならない。

3 丙は、前項の規定により講じた必要な措置及び原因究明の結果を遅滞でなく甲及び乙に報告するものとする。

4 丙は、処理施設の運転を再開するときは、あらかじめ甲、乙それぞれの意見を聞かなければならない。

(運転の停止及び再開)

第13条 甲又は乙は、処理施設の運転管理等について、環境保全上支障があると認めるときは、丙に対して処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう指示することができる。

2 丙は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに、処理施設の全部又は一部の運転を停止するとともに原因究明を行い、必要な対策を講じた後、その結果を甲及び乙に報告しなければならない。

3 丙は、処理施設の運転を再開するときは、あらかじめ甲、乙それぞれの承認を得なければならない。

### 2. 環境安全トラブル連絡・公表ガイドラインの概要

区分	行政への通報・連絡の方法	公表方法	対象事象
I	直ちに通報	速やかに当社のHPにて公表(必要に応じプレス発表)	PCB等法令で定める有害物質の施設外流出・排出、火災・爆発、施設の損壊、人身事故・重大な労働災害等
II	夜間・休日を問わず速やかに通報	1か月以内に当社のHPにて事象概要を公表	排出管理目標値超過又はそのおそれ等
III	平日休日を問わず昼間できるだけ早い時間に通報等	事業だより等で事象概要を公表	環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える下記事象 ・PCB等有害物質の施設内漏洩(少量、セーフティネット内に留まったものを除く。) ・休業災害等

※ 区分Ⅲ未満の事象については、地元の所轄監督官庁の意向等も踏まえ、必要に応じ、各事業所が連絡・公表を行うこととする。

東京PCB処理事業所 トラブル速報

年 月 日

トラブルの内容		場所:		日時:		月 日 時 頃	
発生場所・日時							
人身への影響	3		2			1	
環境への影響	3		2			1	
事業への影響	3		2			1	

評価(分類)基準表

評価レベル	人身への影響		環境への影響	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	人身事故・重大な労働災害(死亡災害、入院加療等)	人身事故・重大な労働災害(死亡災害、3週間以上の入院加療等)	事故等が発生したことにより、法令で定められた基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおおそれが生じた場合	年度計画に影響が出るもの
2	休業災害又はPCB暴露に関するもの	休業災害(休業4日以上のもの)	排出管理目標値超過又はそのおそれが生じた場合	一時的影響で年度内には計画まで回復するもの
1	影響がないもの又は評価レベルIII及びびIIIに該当しないもの	影響がないもの又は評価レベルIII及びびIIIに該当しないもの	影響がないもの	影響がないもの

# 北海道

## 北海道PCB廃棄物処理事業に関する通報連絡及び公表基準

区分	対 象 事 項	通 報 連 絡	公 表	
			JESCO	道・市
I	1 PCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設外への流出・排出又は流出・排出するおそれが生じた場合	直ちに電話にて通報。  速やかにFAX及び電子メールで事象概要を連絡。	連絡後、速やかにプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	連絡受理後、速やかにプレス公表及びホームページに掲載
	2 火災 <sup>※2</sup> （区分Ⅲの事象例を除く）			
	3 爆発（施設、設備の破損が伴うもの）			
	4 損壊 <sup>※3</sup>			
	5 施設内に浸水した場合			
	6 制御異常：自動停止システム作動後も運転条件（温度、圧力等）が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合 <sup>※4</sup>			
	7 休業4日以上の労働災害			
II	1 排出管理目標値 <sup>※5</sup> を超過又は超過するおそれが生じた場合	速やかに電話にて通報。  その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1は連絡後、速やかにプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	連絡受理後、速やかにプレス公表及びホームページに掲載
	2 3日以下の休業に係る労働災害			
III	1 環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象	昼間（8時30分から17時まで）に発生した事象については当日中に、夜間（17時から8時30分まで）に発生した事象については翌午前中に電話にて通報。  その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1④はプレス公表。  関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載
	①修復に設備停止 <sup>※6</sup> が必要なPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設内での漏洩 <sup>※7</sup>			
	②PCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> に該当しない用役 <sup>※8</sup> の施設外への流出			
	③施設外へのPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の排出を伴わない排気漏洩防止設備の起動			
	④計画外の1週間以上の操業停止			
	⑤備え付けの消火器及び工程上の処置により鎮火させることができた火災			
2 不休災害：休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害				
IV	1 環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象	平日は当日中に、夜間（17時から8時30分まで）及び休日は翌営業日に電話にて通報。  前月に発生した事象を資料にまとめて、毎月10日までに報告。	毎月10日までに関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載
	①設備の停止を伴わずに修復できたPCB等法令で定める有害な物質 <sup>※1</sup> の施設内での漏洩 <sup>※7</sup>			
	2 0.5mg/kgを超えるPCBを含む油のオイルパン内の漏洩 <sup>※9</sup>			
3 微傷災害：区分Ⅰ～Ⅲに該当しない軽微な労働災害				

・備考

※1 PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m <sup>3</sup> Nを超える排ガス、0.5mg/kgを超える油、0.003mg/Lを超える排水並びに危険物及び劇物（廃アルカリ）をいう。
※2 人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合をいう。
※3 施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするものをいう。
※4 火災、爆発及び漏洩に繋がる可能性のある制御異常について連絡する。
※5 環境保全協定において定める排出管理目標値（別紙参照）
※6 設備停止とは、計画外の1週間以上の設備の停止をいう。
※7 次のいずれかに該当するものを除く。
・少量のもの（広がりか0.25m <sup>2</sup> 程度以下）
・オイルパン内に留まったもの
・処理対象物の劣化に起因するもの
・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
・サンプルボックス内に取まったもの
※8 PCB処理施設で使用する工業用水、計装空気、窒素ガス等をいう。
※9 次のいずれかに該当するものを除く。
・少量のもの（広がりか0.25m <sup>2</sup> 程度以下）
・処理対象物の劣化に起因するもの
・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
・サンプルボックス内に取まったもの